

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月7日

【会社名】 新韓銀行
 (Shinhan Bank)

【代表者の役職氏名】 銀行長兼最高経営責任者 丁 相赫
 (Sang Hyuk Jung, President and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 大韓民国ソウル特別市中区世宗大路9道20
 (20, Sejong-Daero 9-Gil, Jung-Gu, Seoul, the Republic of Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰 弁護士 黒丸博善
 弁護士 奥村文彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区神田小川町一丁目 東京都港区六本木六丁目10番1号
 7番地 小川町メセナビル4階 六本木ヒルズ森タワー23階
 島崎法律事務所 TMI総合法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631 (03) 6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【連絡場所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階
 島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【発行登録の対象とした
 募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 新韓銀行第1回円貨社債(2025)(トランジションボンド):75億円
 新韓銀行第2回円貨社債(2025)(トランジションボンド):210億円
 新韓銀行第3回円貨社債(2025)(トランジションボンド):105億円
 新韓銀行第1回変動利付円貨社債(2025)(トランジションボンド):10億円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年6月27日
効力発生日	2025年7月7日
有効期限	2027年7月6日
発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

注：本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段に解すべき場合を除き、「新韓銀行」または「発行会社」とは、新韓銀行 (Shinhan Bank) を指す。「韓国」とは大韓民国を指す。

第一部【証券情報】

<新韓銀行第1回円貨社債(2025)(トランジションボンド)、新韓銀行第2回円貨社債(2025)(トランジションボンド)、新韓銀行第3回円貨社債(2025)(トランジションボンド)および新韓銀行第1回変動利付円貨社債(2025)(トランジションボンド)に関する情報>

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、新韓銀行(以下「発行会社」という。)が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、新韓銀行第1回円貨社債(2025)(トランジションボンド)(以下「第1回円貨社債」という。)、新韓銀行第2回円貨社債(2025)(トランジションボンド)(以下「第2回円貨社債」という。)、新韓銀行第3回円貨社債(2025)(トランジションボンド)(以下「第3回円貨社債」という。)および新韓銀行第1回変動利付円貨社債(2025)(トランジションボンド)(以下「第1回変動利付円貨社債」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>、<第3回円貨社債>および<第1回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債および第1回変動利付円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

< 第 1 回円貨社債 >

銘 柄	新韓銀行第 1 回円貨社債（2025）（トランジションボンド）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	75億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	75億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.322%
利払日	毎年 5 月13日および11月13日 （ただし、最終の利払日は 2027年11月12日）	償還期限	2027年11月12日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年11月 7 日	払込期日	2025年11月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（中略）

< 第 2 回円貨社債 >

銘 柄	新韓銀行第 2 回円貨社債（2025）（トランジションボンド）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	210億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	210億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.556%
利払日	毎年 5 月13日および11月13日 （ただし、最終の利払日は 2029年 2 月 9 日）	償還期限	2029年 2 月 9 日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年11月 7 日	払込期日	2025年11月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（中略）

< 第 3 回円貨社債 >

銘 柄	新韓銀行第 3 回円貨社債 (2025) (トランジションボンド) (注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	105億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	105億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.732%
利払日	毎年 5 月13日および11月13日	償還期限	2030年11月13日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年11月 7 日	払込期日	2025年11月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

< 第 1 回変動利付円貨社債 >

銘 柄	新韓銀行第 1 回変動利付円貨社債 (2025) (トランジションボンド) (注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	10億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	10億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	TONA複利 (下記「利息支払の方法」に定義する。) に年率 0.500%を加えた利率
利払日	毎年 2 月13日、5 月13日、 8 月13日および11月13日 (ただし、最終の利払日は 2029年 2 月 9 日)	償還期限	2029年 2 月 9 日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年11月 7 日	払込期日	2025年11月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

引受人

<第1回円貨社債>

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2025年11月7 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.35%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		7,500	

<第2回円貨社債>

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2025年11月7 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.35%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		21,000	

< 第 3 回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2025年11月7 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.35%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		10,500	

< 第 1 回変動利付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2025年11月7 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.35%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		1,000	

財務代理人とその職務

< 第 1 回円貨社債 > < 第 2 回円貨社債 > < 第 3 回円貨社債 >

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年11月7日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

< 第 1 回変動利付円貨社債 >

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年11月7日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

< 第 1 回円貨社債 >

本社債の利息は2025年11月14日（その日を含む。）からこれを付し、毎年5月13日および11月13日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を均一額で日本円により後払いする。ただし、最終の利息は2027年11月12日に、2027年5月14日（その日を含む。）から2027年11月12日（その日を含む。）までの期間について支払う。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。かかる6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

(中略)

< 第 2 回円貨社債 >

本社債の利息は2025年11月14日（その日を含む。）からこれを付し、毎年5月13日および11月13日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を均一額で日本円により後払いする。ただし、最終の利息は2029年2月9日に、2028年11月14日（その日を含む。）から2029年2月9日（その日を含む。）までの

期間について支払う。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。かかる6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

(中略)

< 第3回円貨社債 >

本社債の利息は2025年11月14日(その日を含む。)からこれを付し、毎年5月13日および11月13日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を均一額で日本円により後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。かかる6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

(中略)

< 第1回変動利付円貨社債 >

(1) 本社債の利息は2025年11月13日(その日を含む。)からこれを付し、2026年2月13日を初回として、その後2028年11月13日(その日を含む。)までの毎年2月13日、5月13日、8月13日および11月13日、ならびに2029年2月9日を最終回とする年4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義する。)についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義する。)でない場合、関連する利息の支払期日を翌東京営業日に繰下げ(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合、支払期日は直前の東京営業日に繰上げられる。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われる。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該期間の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

本「1社債(短期社債を除く。)の募集」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「東京営業日」とは、銀行が東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。

「利息期間」とは、2025年11月13日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの各期間をいう。

(2)(a) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らない。

各利率決定日(以下に定義する。)の正午(東京時間)までに、発行会社に代わって利率確認事務取扱者(下記「利息支払の方法 - (8)」に定義する。)は、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従ってTONA(以下に定義する。)を参照金利とする日次累積複利レート(年利を百分率表示して、必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)(以下「TONA複利」という。)を計算し決定する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

各利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が計算し決定する、当該利息期間のTONA複利に年率0.500%を加算した率とする。

(中略)

償還の方法

< 第 1 回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2027年11月12日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

(中略)

(2) 税務上の理由による償還

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額(下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。)の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部(一部は不可)を下記の償還価格で償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2026年11月12日以前	本社債の金額の100.25%
2026年11月13日以降	本社債の金額の100.00%

(中略)

< 第 2 回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年2月9日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

(中略)

(2) 税務上の理由による償還

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額(下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。)の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部(一部は不可)を下記の償還価格で償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2026年11月12日以前	本社債の金額の100.75%
2026年11月13日から2027年11月12日まで	本社債の金額の100.50%
2027年11月13日から2028年11月12日まで	本社債の金額の100.25%
2028年11月13日以降	本社債の金額の100.00%

(中略)

< 第 3 回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年11月13日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

(中略)

(2) 税務上の理由による償還

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2026年11月12日以前	本社債の金額の101.00%
2026年11月13日から2027年11月12日まで	本社債の金額の100.75%
2027年11月13日から2028年11月12日まで	本社債の金額の100.50%
2028年11月13日から2029年11月12日まで	本社債の金額の100.25%
2029年11月13日以降	本社債の金額の100.00%

(中略)

< 第 1 回変動利付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年2月9日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げる（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合、償還期日は直前の東京営業日に繰上げられる。）。

(中略)

(2) 税務上の理由による償還

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により利払日において、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含めない。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2026年11月12日以前	本社債の金額の100.75%
---------------	----------------

2026年11月13日から2027年11月12日まで	本社債の金額の100.50%
2027年11月13日から2028年11月12日まで	本社債の金額の100.25%
2028年11月13日以降	本社債の金額の100.00%

(中略)

摘要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAAの格付を2025年11月7日付で取得している。

(中略)

2 債務不履行事由

< 第1回円貨社債 > < 第2回円貨社債 > < 第3回円貨社債 >

(中略)

< 第1回変動利付円貨社債 >

(中略)

4 支払い

< 第1回円貨社債 > < 第2回円貨社債 > < 第3回円貨社債 >

(中略)

< 第1回変動利付円貨社債 >

(後略)

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
400億円	1億4,000万円	398億6,000万円

(注) 第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債および第1回変動利付円貨社債の合計金額である。

(後略)

第2 【売出要項】

該当事項なし

募集又は売出しに関する特別記載事項

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2025年11月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書とします。両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年11月7日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月27日に関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
2025年9月30日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類の提出日（2025年11月7日）までの間において、重大な変更その他の事由は生じていない。

また、本発行登録追補書類の提出日（2025年11月7日）現在、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、本発行登録追補書類において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし